

○厚生労働省告示第二百五十七号
厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十三号）の施行に伴い、厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者の一部改正）
第一条 調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者（昭和五十七年労働省告示第百号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の表の上欄の厚生労働大臣が別に定めるところにより調理に係る技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者は、次の各号いずれかに該当する者とする。	一（略） 二 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了した者	二の二、四（略）	調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の表の上欄の厚生労働大臣が別に定めるところにより調理に係る技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者は、次の各号いずれかに該当する者とする。	一（略） 二 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了した者	二の二、四（略）

（調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者の一部改正）

第二条 調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者（昭和五十七年厚生省告示第百九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。	一・二（略）		調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。	一・二（略）	

三 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了した者 四 公益社団法人日本調理師会が実施した調理技術検定の一級若しくは二級に合格した者又は公益社団法人全日本司厨士協会が実施した技能検定の一級に合格した者で、昭和六十八年三月三十一日までの間に厚生労働省健康・生活衛生局長が定める講習を修了したもの 五 規則第十七条第一号に規定する実務期間が十年以上で、かつ、年齢が三十歳以上の者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了したもの 六 規則第十六条第二項各号に掲げる試験科目のうちいずれか一の科目の試験委員であつた期間が通算して二年以上である者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了したもの	
三 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了した者 四 公益社団法人日本調理師会が実施した調理技術検定の二級に合格した者又は公益社団法人全日本司厨士協会が実施した技能検定の一級に合格した者で、昭和六十八年三月三十一日までの間に厚生労働省健康局長が定める講習を修了したもの 五 規則第十七条第一号に規定する実務期間が十年以上で、かつ、年齢が三十歳以上の者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了したもの 六 規則第十六条第二項各号に掲げる試験科目のうちいずれか一の科目の試験委員であつた期間が通算して二年以上である者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了したもの	

（生物由来原料基準の一部改正）

第三条 生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第4 動物由来原料総則 1 反芻動物由来原料基準 (1) (4) (略) (5) 化粧品については、(2)に適合しない反芻動物由来原料等をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。 2・3 (略)	第4 動物由来原料総則 1 反芻動物由来原料基準 (1) (4) (略) (5) 化粧品については、(2)に適合しない反芻動物由来原料等をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。 2・3 (略)

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部改正）

第四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（その他基準の適合に関し必要な事項） 第二条 この告示に定めるもののほか、法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬局長が定めるものとする。	（その他基準の適合に関し必要な事項） 第二条 この告示に定めるもののほか、法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定めるものとする。

別表第一

番号	医療機器の名称	基準	
		基	準
一	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～3 (略)	(略)
二	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)
三	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)
四	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～11 (略)	(略)
五	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～7 (略)	(略)
六	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)

別表第一

番号	医療機器の名称	基準	
		基	準
一	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～3 (略)	(略)
二	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)
三	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)
四	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～11 (略)	(略)
五	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～7 (略)	(略)
六	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)

別表第二			七	八	九	十	十一	十二
一	番号	医療機器の名称	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。
基			1～8 (略)	1～6 (略)	1～5 (略)	1・2 (略)	1～8 (略)	1～5 (略)
準			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二			七	八	九	十	十一	十二
一	番号	医療機器の名称	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～8 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～6 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1・2 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～8 (略)	
基 準			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
使用目的又は効果			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三				二	三	四	五	六
医療機器の名称				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。
基				1 ～ 3 (略)	1 ～ 6 (略)	1 ～ 7 (略)	1 ～ 4 (略)	1 ～ 3 (略)
準				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
使用目的又は効果				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
番号				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 ～ 十九				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二十				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1	2
超音波を用いて肝臓、脾臓、膵臓、乳腺、甲状腺又は前立腺の硬	

別表第三				二	三	四	五	六
番号		医療機器の名称	基	準	(略)	(略)	(略)	(略)
一 ～ 十九	二十				(略)	(略)	(略)	(略)
日本産業規格又は国際電気標準会議が定める規格		(略)	(略)	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～8 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～6 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～7 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)
使用目的又は効果		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 超音波を用いて肝臓、脾臓、膵臓、乳腺、甲状腺又は前立腺の硬		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二十一、 九百四十 一	(略)	(略)	さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬局長が定める基準を満たす場合に限る。）。
二十一、 九百四十 一	(略)	(略)	さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準を満たす場合に限る。）。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの（一部改正）

第五条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付として厚生労働省健康・生活衛生局長が定める給付を受けていた者とし、その病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるものは、当該治療研究に係る対象疾病ごとの認定基準に該当するものとする。	改 正 前	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付として厚生労働省健康局長が定める給付を受けていた者とし、その病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるものは、当該治療研究に係る対象疾病ごとの認定基準に該当するものとする。
-------------	--	-------------	---

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第六条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付であつて、厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものとする。	改 正 前	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付であつて、厚生労働省健康局長が定めるものとする。
-------------	---	-------------	--

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口に規定する厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

第七条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口に規定する厚生労働大臣が定めるもの(平成二十六年厚生労働省告示第四百三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口に規定する厚生労働大臣が定めるものは、身体機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者として厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものとする。	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口に規定する厚生労働大臣が定めるものは、身体機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者として厚生労働省健康局長が定めるものとする。	

(児童福祉法第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部改正)

第八条 児童福祉法第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

第 三 表				第 三 表			
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群				染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群			
区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度	区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1～21	(略)	(略)	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1～21	(略)	(略)
	22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群（厚生労働省健康・生活衛生局長の定めるものに限る。）	(略)		22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群（厚生労働省健康局長の定めるものに限る。）	(略)
	23～35	(略)	(略)		23～35	(略)	(略)

備考

1 (略)

2 厚生労働省健康・生活衛生局長は、染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群に属する疾病を定めようとするときは、あらかじめ、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 (略)

備考

1 (略)

2 厚生労働省健康局長は、染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群に属する疾病を定めようとするときは、あらかじめ、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第二項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正)

第九条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第二項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬(令和二年厚生労働省告示第二百二十三号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
1 (略)	改	正
2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省健康・生活衛生局長が定める。	1 (略)	2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省健康局長が定める。

(日本薬局方の一部改正)

第十條 日本薬局方(令和三年厚生労働省告示第二百二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
〔次のよう〕は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬局医薬品 審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省の ホームページに掲載する方法により公表する。〕	〔次のよう〕は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬・生活衛 生局医薬品審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、厚 生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。〕

附 則

この告示は、令和五年九月一日から適用する。